

第 1 4 7 7 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………4
 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例……5
 甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……31
 甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………35
 甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………36
 甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………42
 甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例……………51
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………58
 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………61
 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………63

[規 則]

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……64
 甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改

正する規則……………70
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………71
 甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……72
 甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則……………78
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則……………81
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………82
 甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………83
 甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………86

[告 示]

開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………89
 固定資産税・都市計画税督促状公示送達……………91
 道路区域の変更告示……………92
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………93
 経営管理権集積計画を取り消した旨の公告……………94
 開発行為に関する工事の完了公告……………95
 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公

示	96
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	97
入札告示（2件）	98
開発行為に関する工事の完了公告	104
道路区域の変更告示	105
道路の供用開始告示	106
入札告示	107
特定計量器定期検査の実施公告	110
都市計画事業認可図書縦覧告示	111
生活保護法等指定医療機関指定公示	112
入札告示	113
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書公示送達	116
市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	117
令和4年度補正予算の公表	118
開発行為に関する工事の完了公告	119
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	120
入札告示	122
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	125
法人市民税督促状公示送達	129
差押調書（謄本）公示送達	130
入札告示（4件）	131
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	141
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	143
配当計算書・充当通知書公示送達	144
開発行為に関する工事の完了公告	145
入札告示（3件）	146
農業振興地域整備計画の変更公告	154
入札告示	155

道路の供用開始告示	158
都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催公告	159
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止公示	160
犬又は猫の引取り告示	161
令和4年度補正予算の公表	162
国民健康保険被保険者証無効告示	163
介護保険被保険者証無効告示	164
人事行政運営状況の公表	165
指定障害児相談支援事業者の指定公示	166
指定障害児通所支援事業者の指定公示	167
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	168
配当計算書・充当通知書公示送達	169

[教育委員会]

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	170
-------------------------------	-----

[選挙管理委員会]

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程	171
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	172

[監査委員]

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表	173
---------------------	-----

[農業委員会]

甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	174
--------------------	-----

[上下水道局]

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する規程	175
入札告示（13件）	177

[任免辞令]

市長事務部局	214
教育委員会	214

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第25号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第26号

甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(甲府市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市職員の定年等に関する条例(昭和59年7月条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条～第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条を次のように改める。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、保健所業務に従事する医師の定年は、年齢68年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条第1項各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第49条の3第1項に規定する職
- (2) 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）第25条の2第1項に規定する職
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）第3条の2に規定する職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

- (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職
- (2) 市立商科専門学校の校長の職
- (3) 保健所業務に従事する医師が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、市立商科専門学校の副校長の職に充てられている職員の同項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監

督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項

各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条各号に掲げる職員に相当する職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

- (1) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

- (2) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第3条第2項、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相

当する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(同条第4号に掲げる職を占める職員にあっては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第11条の3」を「第11条の2」に改め、同項第2号中「第12条の3」を「第12条の2」に改める。

第10条第1項第1号中「第11条の3」を「第11条の2」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号

を加える。

- (5) 甲府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（甲府市職員の分限に関する条例の一部改正）

第5条 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条において同じ。）」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）」を加える。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 5 甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）附則第12条、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）附則第6項の規定による降給とする」とする。
- 6 第6条第2項の規定は、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うも

のとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第9条第1項第1号及び第10条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の2中「後8週間」を「以後1年」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の3及び第14条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第8条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項、第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第11条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第4項の規定により当該定年前再任用短

時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条の3を削る。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第25条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第28条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項及び第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第34条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第48条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第48条の2第3号及び第4号並びに第48条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第48条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第52条第2項中「第19条」を「第11条第3項から第10項まで、第19条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8条を加える。

第12条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14条において「特定日」という。）以後、当該職

員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第13条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 甲府市職員の定年等に関する条例（以下この条において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員
- (4) 定年条例第3条第2項に規定する職員
- (5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第14条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第16条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職

員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第15条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第16条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14条に規定する職員を除く。)であって、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第17条 附則第14条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第12条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第18条 附則第14条又は前2条の規定による給料を支給される職員に対する第48条第5項(第48条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第48条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第14条、第16条又は第17条の規定による給料の額との合計額」とする。

第19条 附則第12条から前条までに定めるもののほか、附則第12条の規定による給料月額、附則第14条の規定による給料その他附則第12条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第3行政職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第4 医療職給料表ア医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4 医療職給料表イ医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第4 医療職給料表ウ医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第9条 甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同項第1号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同条第3項を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」を「第7条第4項において「休職月等」に、「以下「調整月額」を「以下この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第8条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第11条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第15条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第13項から第20項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第14項」を加える。

附則第12項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

13 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基

本額については適用しない。

(1) 令和4年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(2) 甲府市職員の定年等に関する条例第3条第2項に掲げる職員

1.6 甲府市職員給与条例附則第12条又は甲府市学校職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1.7 当分の間、第5条第1項のうち、25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第15項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては68歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第15項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては68歳とする。）と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1.8 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した

者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。) に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員	63歳
附則第15項第1号に掲げる職員	65歳
附則第15項第2号に掲げる職員	68歳

19 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって、附則第18項の表の左欄に掲げる者（附則第15項第1号に掲げる職員の欄及び附則第15項第2号に掲げる職員の欄に掲げる者を除く。）が同表の右

欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日から1年前以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「甲府市職員退職手当支給条例第3条から第5条まで又は附則第13項若しくは第14項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「第3条から第5条の3まで及び附則第13項から第20項まで」に改める。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「甲府市職員退職手当支給条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「第5条の2及び附則第16項」に改める。

附則第5項中「新条例第5条」を「甲府市職員退職手当支給条例第5条又は附則第14項」に改める。

第11条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例第2条」を「甲府市職員退職手当支給条例第2条」に改める。

(甲府市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 甲府市職員の再任用に関する条例(平成13年3月条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第9条中甲府市職員退職手当支給条例第8条第4項の改正規定及び同条例附則第12項の改正規定並びに附則第21項及び第31項の規定 公布の日
 - (2) 第7条中職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第14条の2の改正規定（「後8週間」を「以後1年」に改める部分に限る。）及び第9条中甲府市職員退職手当支給条例第8条第11項の改正規定 令和4年10月1日（勤務延長に関する経過措置）
- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の甲府市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における改正後定年が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条

第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつ

て、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年が基準日の前日における改正後定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後定年相当年齢が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後定年相当年齢が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

22 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるの

は、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

23 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

（甲府市職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

24 第8条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第12条から第19条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（甲府市職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

25 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第11条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項及び第4項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項及び第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与

条例第48条第3項、第48条の4第2項第2号及び第52条第2項の規定を適用する。

- 28 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第25条第2項第2号及び第3号、第28条第3項並びに第34条の規定を適用する。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置等)

- 29 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に対する第9条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第1条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

- 30 改正後の退職手当条例第1条第2項の規定にかかわらず、暫定再任用職員には退職手当を支給しない。

- 31 改正後の退職手当条例第8条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる施行日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至ったものについて適用する。

(委任)

- 32 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第27号

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ウ) 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する

場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第2条 甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 甲府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の甲府市職員の育児休業等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第5号に規定する育児休業計画書により任命権者に申し出た職員に対する旧条例第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第28号

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

甲府市立保育所設置及び管理条例（昭和62年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲府市甲運第2保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第29号

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市旅館業法施行条例（平成30年12月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 入浴施設は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室及び脱衣場の内部は、外部から容易に見えない構造であること。

イ 原湯等を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。

(7) 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水を消毒する設備を備えること。

(8) 完全に排水できる構造であること。

ウ 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用する場合は、ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設けること。

エ ろ過器を設ける場合は、次のとおりとすること。

(7) ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。

(8) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。

(9) ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網

状の装置をいう。以下同じ。) を設けること。

㌺ 浴槽における原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

㌻ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

㌼ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。

オ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びこれを回収する槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。以下同じ。）は、直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。

カ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。

キ 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。

ク 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。

ケ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。

㌽ 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

㌾ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。

㌿ 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

コ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこ

と。

サ 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

(4) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 便所は、換気設備を有すること。

イ 便所の手洗いは、宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数の給水栓を有すること。

ウ 便所を付設していない客室を有する階にあっては、共同用の便所を設けること。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「第1号から第4号まで及び第6号」を「(第4号ウを除く。)」に改め、同条第3項中「基準は、第1項第4号及び第6号」を「基準については、第1項第4号(同号ウを除く。)及び第5号」に改める。

第3条第1項中「規定による」を削る。

第5条第1項第4号中「ならない」を「ならないこと」に改め、同項第6号中「の基準は、次による」を「については、次の措置を講ずる」に改め、同項第7号中「浴室については、次」を「入浴施設については、次」に改め、同号ただし書中「、キ及びク」を「及びキ」に改め、同号ア中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する」を「貯湯槽を設ける」に改め、同号イ(イ)ただし書中「原湯」を「湯水」に改め、同号エただし書及びオ中「設置して」を「設けて」に改め、同号カ中「洗い場の湯栓やシャワーへ湯を送る調整箱」を「調節箱」に改め、同号キ中「浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水」を「回収槽内の水」に改め、同号キただし書中「回収槽の湯水」を「回収槽内の水」に改め、同号ク及びケを次のように改める。

ク 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

ケ 新規に入浴施設の使用を開始するとき及び入浴施設の使用を休止した後に使用を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

第5条第1項第7号コを削り、同項第8号中「湯水」を「水」に改める。

附則第2項中「入浴設備の基準に関する」を「甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和4年9月条例第29号）第1条の規定による改正前の」に改める。

第2条 甲府市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「及びキ」を「及びケ」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。

第5条第1項第7号エからケまでを次のように改める。

エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄を保つこと。

オ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(ロ) 循環配管は、図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めるとともに、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去することに加え、1年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。

(ハ) 集毛器は、毎日清掃及び消毒をし、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(ニ) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

(ホ) 塩素系薬剤を浴槽水の消毒に使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常1リットル中に0.4ミリグラム程度を保

ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。
ただし、結合塩素のモノクロアミンを使用する場合は、結合残留塩素として1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

(ハ) 塩素系薬剤等は、ろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

キ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器（ろ過器を設ける場合に限る。）及び消毒装置を常に作動させること。

ク 屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。

ケ 回収槽内の水を浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。

第5条第1項第7号に次のように加える。

コ 水位計を設ける場合は、少なくとも週に1回、適切な方法で配管内の生物膜を除去すること。

サ 気泡発生装置等を設ける場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

シ シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

(イ) 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。

(ロ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。

ス 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

ソ 新規に入浴施設の使用を開始するとき及び入浴施設の使用を休止した後使用を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令

和5年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け営業している旅館業の施設（この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった旅館業の施設を含む。）について、第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条第1項第3号及び第4号の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。
- 3 第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る旅館業法第3条第1項の許可について適用し、同日前の申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第30号

甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市公衆浴場法施行条例（平成30年12月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「施設として利用されるもの」を「ものとして利用される施設」に改め、同条第5号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第6号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条に次の7号を加える。

- (8) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。
- (9) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (10) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。
- (11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。
- (13) 回収槽 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）を回収する槽をいう。
- (14) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。

第3条第1項中「法第2条第3項の条例で定める一般浴場の設置の場所の」を「一般浴場に係る法第2条第2項に規定する設置の場所に関する同条第3項の条例で定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 その他の浴場に係る法第2条第2項に規定する設置の場所に関する同条第3項の条例で定める基準は、これを設けない。

第4条の見出しを「(構造設備の基準)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

一般浴場に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第8号から第10号まで及び第15号に定める基準については、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由により、これらの基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めたときは、これらの基準によらないことができる。

第4条第1項第5号中「床は、厚板張りとする」を「床面は、耐水性の材料を用いる」に改め、同項第11号中「汚水は、衛生上支障がない場所に排出させる」を「衛生上支障がない場所に汚水を排出することができる構造である」に改め、同項第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 洗い場には、適当な数の清潔な洗い桶及び腰掛けを備えること。

(13) 浴室には、常に清浄な上がり用湯及び上がり用水を十分に使用できるように、適当な数の湯栓及び水栓を設けること。

第4条第1項第15号中「浴室内」を「浴室又は脱衣場の入浴者が利用しやすい場所」に改め、同項第16号中「、防臭及び防虫等に努め」を削り、同項第17号から第28号までを次のように改める。

(17) 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。

ア 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水を消毒する設備を備えること。

イ 完全に排水できる構造であること。

(18) 浴槽水を再利用する場合は、ろ過器を設けること。

(19) ろ過器を設ける場合は、次のとおりとすること。

ア ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。

イ ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。

- ウ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- エ 浴槽における原湯及び原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- カ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (20) オーバーフロー水及び回収槽内の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。以下同じ。）は、直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。
- (21) 屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。
- (22) 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。
- (23) 浴槽ごとに、温度計を備えること。
- (24) 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。
- (25) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。
- ア 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。
- イ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
- ウ 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
- (26) シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。
- ア 適当な温度の湯を供給でき、湯の温度を調節できるものであること。
- イ 立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を備えること。
- (27) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(88) 調節箱を設ける場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

第4条第1項第29号及び第30号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 その他の浴場（次項に規定する浴場を除く。）に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難しい場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

(1) 前項第4号、第7号から第10号まで、第12号及び第15号に定める基準 市長が入浴者の衛生上特に支障がないと認めたとき。

(2) 前項第1号（出入口に男女の別を表示する部分に限る。）及び第2号（脱衣場及び浴室を外部から見通しのできない構造とする部分を除く。）に定める基準 市長が入浴者の衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。

第4条に次の1項を加える。

3 その他の浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものに限る。次条において「風営法適用浴場」という。）に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、第1項第6号、第7号、第11号、第13号、第16号から第20号まで、第22号、第25号、第27号及び第28号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 個室の床面積は、6.6平方メートル以上とし、その数は、5以上とすること。

(2) 個室には、浴槽又はシャワーを設けること。

(3) 入浴設備は、身体の安全を保持できる構造とすること。

(4) 個室の出入口は、縦1.7メートル以上横0.6メートル以上とし、扉等を設ける場合は、通路の床面から高さ1.2メートルを底辺として、縦0.3メートル以上横0.6メートル以上の内部を見通すことができる無色透明の窓を設けること。

(5) 扉には、鍵その他これに類するものを付けないこと。

- (6) 浴室の屋外に面する窓は、人影が見えないようにすること。
- (7) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。
- (8) 待合室、廊下及び個室の照度は、床面において30ルクス以上とし、個室内の照明は、白色のものを用いること。
- (9) 個室の壁に鏡を掲げ、又は設けないこと。
- (10) 個室は、個室の出入口から内部全体を見通すことができる構造及び配置とし、見通しを遮る物を置き、又は掲げないこと。
- (11) 個室内の照明用電灯は、個室外に設けられた1つのスイッチで全部を点滅できるものとし、明暗を調節する器具は備えないこと。
- (12) 個室には、マッサージ台を除き、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等直接入浴に必要な物品を備え付け、又は持ち込まないこと。
- (13) マッサージ台の高さは、0.5メートル以上とすること。

第5条を次のように改める。

(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第5条 一般浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 入浴者用便所の防臭及び防虫に努めること。
- (2) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (3) 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
 - イ 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。
- (5) 浴槽水は、営業中常に満ちているようにすること。

- (6) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (7) ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- イ 循環配管は、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- ウ 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
- エ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。
- オ 塩素系薬剤等はろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (8) 回収槽内の水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- (9) 調節箱は、定期的に清掃を行うこと。
- (10) 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。
- (11) 新規に営業を開始するとき及び営業を休止した後に営業を再開するときには、配管等の設備を十分に消毒すること。
- (12) 10歳以上の男女を混浴させないこと。
- 2 その他の浴場（風営法適用浴場を除く。）の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第2項に定めるもののほか、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用

するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難しい場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

(1) 前項第5号及び第6号に定める基準 市長が入浴者の衛生上特に支障がないと認めたとき。

(2) 前項第12号に定める基準 市長が風紀上特に支障がないと認めたとき。

3 風営法適用浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第3項並びに第1項第1号から第4号まで及び第7号から第11号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 浴槽水は、使用の都度取り替えること。

(2) 午前零時から午前6時までの時間には営業しないこと。

(3) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

附則第2項中「ついて、」の次に「甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（令和4年9月条例第30号）第1条の規定による改正前の」を加える。

第2条 甲府市公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号に次のように加える。

ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。

第5条第1項第5号を次のように改める。

(5) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄を保つこと。

第5条第1項第7号イを次のように改める。

イ 循環配管は、図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するように努めるとともに、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去することに加え、1年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。

第5条第1項第7号ウ中「清掃」を「清掃及び消毒を」に改め、同号オを同号カとし、同号エを次のように改める。

オ 塩素系薬剤を浴槽水の消毒に使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常1リットル中に0.4ミリグラム程度を保ち、

かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、結合塩素のモノクロアミンを使用する場合は、結合残留塩素として1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

第5条第1項第7号ウの次に次のように加える。

エ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

第5条第1項第8号から第12号までを次のように改める。

- (8) 浴槽に湯水があるときは、ろ過器（ろ過器を設ける場合に限る。）及び消毒装置を常に作動させること。
- (9) 屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
- (10) 回収槽内の水を浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。
- (11) 水位計を設ける場合は、少なくとも週に1回、適切な方法で配管内の生物膜を除去すること。
- (12) 気泡発生装置等を設ける場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

第5条第1項に次の5号を加える。

- (13) シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - ア 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。
 - イ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。
- (14) 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。
- (15) 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。
- (16) 新規に営業を開始するとき及び営業を休止した後に営業を再開するとき

は、配管等の設備を十分に消毒すること。

(17) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

第5条第2項第2号中「第12号」を「第17号」に改め、同条第3項中「第11号」を「第16号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場（この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった公衆浴場を含む。）について、第1条の規定による改正後の甲府市公衆浴場法施行条例第4条第1項第5号、第17号、第19号、第20号、第22号、第24号から第26号まで及び第28号の規定（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。
- 3 第1条の規定による改正後の甲府市公衆浴場法施行条例第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る公衆浴場法第2条第1項の許可について適用し、同日前の申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第31号

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第12条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和45年12月条例第41号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3を削る。

第15条第1項及び第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号におい

て」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第26条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の2第3号及び第4号並びに第26条の3第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第27条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3第2項中「第17条」を「第12条、第17条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号。次項第2号において「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 令和4年旧職員定年条例第3条第3号に掲げる職員に相当する職員

- (3) 甲府市職員の定年等に関する条例（以下この号及び次号において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 1 3 附則第 10 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 8 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第 10 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 26 条第 5 項（第 27 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 26 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 5 附則第 8 項から前項までに定めるもののほか、附則第 8 項の規定による給料月額、附則第 10 項の規定による給料その他附則第 8 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第 1 高等学校教育職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 331,100	円 415,200

別表第 3 商科専門学校教育職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 247,700	円 293,300	円 310,700	円 375,600	円 469,000

(甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「教職調整額」を「調整額（以下「教職調整額」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第4条中「前条第1項の」及び「同項の」を削り、同条第1号中「昭和28年1月条例第5号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

3 給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（甲府市学校職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（甲府市学校職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第12条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から第6項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第26条第3項、第27条第2項第2号及び第27条の3第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第19条第2項第2号及び第3号並びに第23条の規定を適用する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
（甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、第2条の規定による改正後の甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。
（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、第3条の規定による改正後の甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（以下この項において「改正後の勤務時間条例」という。）第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第32号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第35号中「次号から第38号まで、第40号の3、第40号の4、第41号、第42号及び第47号において」を「以下」に改め、同号ア中「次号から第38号まで、第40号の3及び第40号の4において」を「以下」に改め、同号ア(7)中「、次号」を「から第36号の2まで」に改め、同号ア(4)中「この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第41号において」を削る。

別表第36号の次に次のように加える。

(36)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 一戸建ての住宅 24,000円 (4) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 38,000円 (5) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 58,000円 (6) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 92,000円 (7) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 142,000円 (8) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅
---	--

	<p>宅等 212,000円</p> <p>(4) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 356,000円</p> <p>(5) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 449,000円</p> <p>(6) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 511,000円</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 73,000円</p> <p>(8) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 161,000円</p> <p>(9) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 253,000円</p> <p>(10) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 494,000円</p> <p>(11) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 879,000円</p> <p>(12) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,506,000円</p> <p>(13) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,783,000円</p> <p>(14) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 3,977,000円</p> <p>(15) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4,875,000円</p>
--	--

別表第38号の次に次のように加える。

(38) の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定	1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条
-------------------------------------	---

<p>に基づく長期優良住宅 維持保全計画の変更の 認定の申請に対する審 査</p>	<p>第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額)を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 第36号の2アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ ア以外の場合 第36号の2イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
---	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第33号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条第1号中「交通機関等」を「この号及び第3号において「交通機関等」に、「以下「運賃等」を「第3号において「運賃等」に改め、同条第2号中「自動車等」を「この号及び次号において「自動車等」に改める。

第12条中「その者」を「当該職員」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 当分の間、職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）が60歳に達した日後の最初の4月1日以後における当該職員の給料は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「一部改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された者は、一部

改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。

- 3 この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条の規定は、一部改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第34号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第27号

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条各号列記以外の部分中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条第1号及び第2号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改める。

第2条の4（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第3条を次のように改める。

（育児休業の承認の請求手続）

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第1号様式）により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2

号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条の2を削る。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第3項中「第3条の2第2項」を「第3条第2項」に改める。

第8条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第3条の2第2項」を「第3条第2項」に改める。

第9条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

育児休業承認請求書

(あて先) 任命権者		請求年月日 年 月 日
		請求者 所 属.....
		補 職 名.....
		職員番号.....
次のとおり育児休業の承認を請求します。		氏 名..... ⑩
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

主 管 部 決 定 欄	職 員 課 決 定 欄
----------------	----------------

(育児休業承認請求書の裏面)

- 注① この請求書(条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「2 請求の内容」欄の「1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(⑤において同じ。)
- ④ 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑥ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する口にはレ印を記入すること。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第28号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第
5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第29号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第24条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第18条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第30号

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員退職手当支給条例施行規則（昭和63年7月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「規定による申出は、受給期間延長申請書（第11号様式）に」を「申出は、受給期間延長等申請書（第11号様式）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第5項中「、前項の場合について」を「第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項に規定する届出について、それぞれ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「、その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

第9条第3項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、「するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）。

第9条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第9条の次に次の3条を加える

（条例第8条第4項の規則で定める事業）

第9条の2 条例第8条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第8条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第12条第3号アに規定する就業手当又は同号イに規定する再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと市長が認めたもの

（条例第8条第4項の規則で定める職員）

第9条の3 条例第8条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第8条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして市長が認めた職員

（支給の期間の特例の申出）

第9条の4 条例第8条第4項に規定する事業の開始等に係る申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4

項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて市長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第8条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、特例申出をした者が条例第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない（第5項の規定により準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第8条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第9条第1項ただし書の規定は第1項及び前項の場合について、第9条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、第9条第7項の規定は特例申出及び前項に規定する届出並びに第2項ただし書の場合における特例申出について、それぞれ準用する。

第11号様式中「第9条関係」を「第9条、第9条の4関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

「

職業に就くことができ

」

ない理由		を
------	--	---

この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 []	に、
--------------	--	----

「上記の理由」を「上記アの理由」に改め、「できない期間」の次に「又は事業を実施する期間」を、「第9条第1項」の次に「又は第9条の4第1項」を加える。

第12号様式中「第9条関係」を「第9条、第9条の4関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由		を
-----------	--	---

受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 []	に、
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで	

「延長後」を「延長等後」に、「第9条第3項」を「第9条第5項又は第9条の4第3項」に、「延長する」を「延長等する」に改める。

第13号様式中

「

(1)種類	1 職業訓練 法第14条 の公共職業 訓練施設の 行う職業訓 練	2 雇用保険 法第63条 第1項第3 号の講習及 び訓練	3 障害者 の雇用の 促進等に 関する法 律第13 条の適応 訓練	4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 律第25条第 1項の計画に 準拠した同項 第3号に掲げ る訓練	を
	(2)職種	(3)期間	(4)昼夜間の別	昼間・夜間	

」

「

(1)種類	1 職業 能力開 発促進 法第 16条 の公共 職業訓 練施設 の行う 職業訓 練	2 雇用 保険法 第63 条第1 項第3 号の講 習及び 訓練	3 障害 者の雇 用の促 進等に 関する 法律第 13条 の適応 訓練	4 高年齢者 等の雇用の 安定等に関 する法律第 25条第1 項の計画に 準拠した同 項第3号に 掲げる訓練	5 職業訓 練の実施 等による 特定求職 者の就職 の支援に 関する法 律第4条 第2項に 規定する 認定職業 訓練	に
	(2)職種	(3)期間	(4)昼夜間の別	昼間・夜間		

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第31号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成24年9月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

法第21条第1項の規定による費用の徴収は、同項の規定による申出に係る次に掲げる費用について行うものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）又は同条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用（これらを次条において「保育料」という。）
- (2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費

第10条第3項中「第10号様式）」を「第10号様式（その1）」又は学校給食費徴収通知書（第10号様式（その2）」に改める。

第10号様式を第10号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

甲府市長



学 校 給 食 費 徴 収 通 知 書

甲府市児童手当事務取扱規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり児童手当・特例給付からの学校給食費の徴収を決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

1 徴収対象者の住所・氏名

2 対象児童の氏名

3 徴収する学校給食費

児童手当支払期月	徴収する学校給食費	備考（変更の場合は変更前）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第32号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第33号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第1項中「第27条の17」を「第27条の16」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（高額療養費の支給申請の特例）

第14条の7の2 前条第1項の規定にかかわらず、省令第27条の16の規定による高額療養費の支給の申請は、省令第27条の17の規定に基づき市長が別に定めるところにより、省略することができる。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

第1条 甲府市旅館業法施行細則（平成31年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「したときは、」を「した場合における」に改める。

第7条中「規定による」を削る。

第8条第1項中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項の表2の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同条第2項の表1の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同表3の項中「昭和37年厚生省・建設省令第1号」を「昭和37年厚生省令・建設省令第1号」に改める。

第2条 甲府市旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「4の項」を「5の項」に改め、同項の表3の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、同表6の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）」を加え、同項を同表7の項とし、同表5の項を次のように改める。

6 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあっては、ダーラム管が
-------	-----------	--

		入った E C ブイヨン 10 ミリリットルに陽 性検体 100 マイクロ リットルを接種し、摂 氏 44.5 度で培養し てガス産生が認められ ないこと。
--	--	--

第 8 条第 1 項の表 4 の項中「消費量」の次に「（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により 4 の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）」を加え、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項の次に次のように加える。

4 有機物（全有機炭素（T O C）の量）（5 の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定 法	1 リットル中 3 ミリグ ラム以下であること。
---------------------------------------	---------------	-----------------------------

第 8 条第 2 項ただし書中「及び 2 の項の基準の両方又はどちらか」を「から 3 の項までに定める基準の全部又は一部」に改め、同項の表 4 の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「（100 ミリリットル中 10 コロニーフォーミングユニット未満であること。）」を加え、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項中「大腸菌群」の次に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を、「規定する」の次に「大腸菌群数の検定」を加え、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項中「消費量」の次に「（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により 2 の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）」を加え、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項の次に次のように加える。

2 有機物（全有機炭素（T O C）の量）（3 の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定 法	1 リットル中 8 ミリグ ラム以下であること。
---------------------------------------	---------------	-----------------------------

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

第1条 甲府市公衆浴場法施行細則（平成31年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に改める。

第6条第1項中「公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届」を「公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届」に改め、同条第2項中「営業者が」を「営業者は、」に改め、同条第3項中「したときは、」を「した場合における」に改める。

第8条第1項中「第4条第1項第17号」を「第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）」に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項の表2の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同条第2項中「第4条第1項第17号」を「第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）」に改め、同項の表1の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同表3の項中「昭和37年厚生省・建設省令第1号」を「昭和37年厚生省令・建設省令第1号」に改める。

第9条中「第4条第1項第19号に規定する」を「第5条第1項第4号の」に改める。

第1号様式中「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に、「経営」を「営業」に改める。

第5号様式中「公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届」を「公衆浴場営業

許可申請書等記載事項変更届」に、「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に、「経営」を「営業」に改める。

第6号様式から第8号様式までの規定中「経営」を「営業」に改める。

第2条 甲府市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「4の項」を「5の項」に改め、同項の表3の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、同表6の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「(100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。)」を加え、同項を同表7の項とし、同表5の項を次のように改める。

6 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあっては、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が認められないこと。
-------	-----------	--

第8条第1項の表4の項中「消費量」の次に「(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により4の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。)」を加え、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(5の項に掲げる場合を除く。)	全有機炭素計測定法	1リットル中3ミリグラム以下であること。
------------------------------------	-----------	----------------------

第8条第2項ただし書中「及び2の項の基準の両方又はどちらか」を「から3

の項までに定める基準の全部又は一部」に改め、同項の表4の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「(100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。)」を加え、同項を同表5の項とし、同表3の項中「大腸菌群」の次に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を、「規定する」の次に「大腸菌群数の検定」を加え、同項を同表4の項とし、同表2の項中「消費量」の次に「(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により2の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。)」を加え、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）（3の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測法	1リットル中8ミリグラム以下であること。
------------------------------------	----------	----------------------

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

甲府市告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市古府中町字大泉5065番1から5065番9まで及び
5065番11から5065番13まで
以上12筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、河川、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町5216番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依田 由紀夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上曾根町字久保田2699番6及び2703番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市後屋町93番地 ラポールワタナベC102
望 月 瞬
望 月 美 江

甲府市告示第519号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 令和3年度固定資産税・都市計画税第4期督促状
令和4年度固定資産税・都市計画税第1期督促状
令和4年度固定資産税 償却資産 第1期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年9月16日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1108
- 3 路線名 下鍛冶屋落合線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下鍛冶屋町字整理地339番1地先から甲府市落合町字沼402番1地先まで	7.5～ 18.9	104.5
新	甲府市下鍛冶屋町字整理地339番1地先から甲府市落合町字沼402番10地先まで	11.4～ 20.0	212.0

甲府市告示第521号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和4年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

公 告

令和4年3月31日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第9条の規定により公告する。

令和4年9月6日

甲府市長 樋 口 雄 一

記

- 1 経営管理権集積計画を取り消した森林
別紙のとおり
- 2 経営管理権集積計画を取り消した理由
森林所有者から経営管理方法を変更したい旨の申し出があったため。

甲府市告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社1008番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西高橋町51番地
コーポ西高橋105号
松野 紘也

甲府市告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和4年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101067 |
| 2 | 事業所の名称 | ショートステイ専用施設 リーフ幸町 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市幸町15番10号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中村町11番18号
社会福祉法人 和告福祉会
理事長 丸 茂 千賀子 |
| 5 | サービスの種類 | 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年7月31日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和4年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104897 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター和永荘幸町 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市幸町15番10号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 社会福祉法人 和告福祉会
理事長 丸 茂 千賀子 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年7月31日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 122号		
工事名	水路改良工事 (R4-2)		
工事場所	甲府市東下条町・中町地内		
工事概要	1	工事内容	東下条町地内 側溝工 300A L=32m 300B L=55m 400A L=109m 400B L=41m 自由勾配側溝 300×400 L=11m 自由勾配側溝 300×500 L=41m 自由勾配側溝 400×500 L=8m 自由勾配側溝 横断用 300×500 L=13m 自由勾配側溝 横断用 400×500 L=7m 舗装工 A=50㎡ 中町地内 側溝工 自由勾配側溝 800×800 L=20m 舗装工 A=62㎡
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,039,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	入札参加資格	1	本店所在地
2		競争入札参加資格	土木一式 B又はC
3		同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、

			800万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 131号		
工事名	市場水産低温まぐろ売場冷凍機取替工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	1. 冷凍機 (ECOVD110MA) 2台 2. 冷却器 (HUC-110CX3-AOU) 6台
	2	工期	令和5年3月6日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,451,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
	5	近接工事	令和4年7月6日告示の(管)82号「市場水産配送センター冷凍機取替工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字宮北2499番6、2499番8、2500番5、
2500番7及び2500番9
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下鍛冶屋町155番地4
セブンスドエルB101
嶋 崎 敬 太
嶋 崎 奈 々

甲府市告示第529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年9月21日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 562
- 3 路線名 後屋村中(B)線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市後屋町字西落673番2地先から 甲府市後屋町字西落643番1地先まで	2.3～ 5.0	126.4
新	甲府市後屋町字西落673番2地先から 甲府市後屋町字西落643番1地先まで	4.9～ 11.4	216.5

甲府市告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年9月21日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月7日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	後屋村中 (B)線	甲府市後屋町字西落 673番2地先から 甲府市後屋町字西落 643番1地先まで	216.5	令和4年 9月7日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第731号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和4年10月8日から令和4年12月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年9月8日（木）～令和4年9月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）

- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和4年9月8日（木）～令和4年9月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）
 - イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年9月28日（水） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 大会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第532号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

なお、検査対象特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりとする。

令和4年9月9日

甲府市長 樋口 雄一

検査日程

検査日時	受付時間	検査場所	対象地区
10月18日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時まで	中央公民館 (地域集会所)	琢美地区 穴切地区 相生地区
10月25日(火)		中道公民館 (会議室)	中道地区 上九一色地区
10月26日(水)		北東公民館 (地域集会所)	新紺屋地区 朝日地区
11月8日(火)		中央公民館 (地域集会所)	伊勢地区 住吉地区 湯田地区 東地区
11月9日(水)		中央公民館 (地域集会所)	春日地区 富士川地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業承認の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 国土交通大臣
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府及び笛吹川都市計画道路事業3・4・107号 甲府外郭環状道路東区間
及び笛吹川都市計画道路事業3・3・6号甲府バイパス（国道20号）
- 3 事業施行期間
自 令和4年9月5日
至 令和12年3月31日
- 4 事業地
 - （1）収用の部分 山梨県笛吹市石和町広瀬及び四日市場並びに甲府市向町、和戸町、川田町及び桜井町地内
 - （2）使用の部分 山梨県笛吹市石和町広瀬並びに甲府市向町、川田町及び桜井町地内
- 5 収用又は使用の手続きが保留される事業地
 - （1）収用の部分 山梨県甲府市和戸町、川田町及び桜井町地内
 - （2）使用の部分 山梨県甲府市川田町及び桜井町地内
- 6 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和4年9月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第737号 |
| (2) 業務名称 | 道路ストック（横断歩道橋）長寿命化修繕計画更新業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和5年2月17日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア 技術士の総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ 技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年9月13日（火）～令和4年9月26日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年9月26日（月）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年9月13日（火）～令和4年9月26日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年9月26日（月）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年10月12日（水） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第536号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月14日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 書類名 | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書） |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第537号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和4年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部課税管理室市民税課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年9月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和4年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年9月15日 原案可決

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市千塚五丁目3414番1から3414番33まで及び
3428番1から3428番12まで
以上45筆及び道・水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市大下条298番地2
ハイマウントⅡB 104
根津敦司

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請します。

令和4年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市キャッシュレス決済等導入及び運用業務
- 2 業務概要
 - (1) キャッシュレス決済機器及び自動釣銭機付きのPOSレジ端末等（以下「機器一式」という。）の導入業務
 - (2) (1) で導入する機器の維持管理業務及び指定納付受託業務等を含む運用業務
- 3 契約形態
 - (1) 機器一式の導入、設置作業及びレジプログラムの設定作業等の運用を開始する際に必要とされる付属品や環境整備を含むリース契約
 - (2) (1) の契約により導入する機器一式を運用していく上で必要とされる本市職員への研修実施、維持管理業務及び指定納付受託業務を含む運用業務に係る委託契約
- 4 業務期間
 - (1) 及び(2) 令和5年1月からの5年間（長期継続契約）
- 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお、確認のための資料を求めない必要な資格については、参加申請を行った時点で当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

 - (1) 参加形態
 - ア 1社での参加
※「(2) 資格要件」をすべて満たすリース契約及び運用業務委託契約を締結できる事業者であること。
 - イ 複数の事業者の共同事業者（以下「グループ」という。）での参加
※グループで参加する場合の代表事業者は運用業務事業者とし、本市との連絡窓口になるとともに、本業務遂行に係る全般の責任を負うこととする。また、グループの構成員である事業者は、他のグループの構成員となることはできないことから、グループの代表事業者となる運用業務事業者は十分に注意する必要がある。
 - (2) 資格要件
 - ア リース事業者
 - ・本市の物品供給入札参加有資格者名簿に、第1希望の業種が「リー

ス」で登録されていること。

- ・過去に、国または地方公共団体とリース契約の実績があること。

イ 運用業務事業者

過去に、国または地方公共団体と運用業務委託契約の実績があること。

ウ 共通事項

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- ・公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」または「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ・公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・区市町村税の滞納がないこと。

6 企画提案書等の提出期限並びに提出場所

実施要領参照

7 主催及び事務局

主催者 甲府市

事務局 甲府市役所行政経営部行政経営総室デジタル推進課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電 話 055-237-5214

メール jkanri@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第740号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市役所中道支所・甲府市中道公民館
機械警備業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和4年11月1日から令和12年10月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める山梨県公安委員会から警備業者と認定された者又は同法第9条の規定に定める届出書を山梨県公安委員会に提出している者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条の規定に定める届出書を提出している者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第43条及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年山梨県公安委員会規則第1号）の規定に定める即応体制が整備されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年9月16日（金）～令和4年9月27日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年9月16日（金）～令和4年9月27日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和4年10月12日（水） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 7-1会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月16日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下今井町字村東724番1、724番2、724番4、726番1
及び726番4から726番9まで
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸田克己

甲府市告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字藤塚415番10及び421番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市和戸町415番地10
深 松 清 人
深 松 和 子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月20日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市小瀬町字整理地1126番1及び1126番3から
1126番16まで
以上15筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市池田一丁目5番9号
有限会社グリーンリーフホーム
代表取締役 遠藤勇司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市池田一丁目527番1及び527番6から527番9まで
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市万才350番地2
花 輪 通 男

甲府市告示第546号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 法人市民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第547号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|--------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 福発第3439号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）11号		
工事名	①R4歩道設置工事（市道宿・下曾根線） ②下水道修繕工事（特環中道R4-1）		
工事場所	甲府市右左口町地内		
工事概要	1	工事内容	①歩道設置工事 施工延長 L=88.0m 側溝工 L=88.3m 集水柵工 N=3基 縁石工 L=43.9m 車道舗装工 A=144.5㎡ 歩道舗装工 A=116.5㎡ 付帯工 一式 ②下水道修繕工事 ます取付管取替工（φ150） 3箇所 付帯工 一式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 （税込み）	13,629,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 136号		
工事名	耐震性貯水槽100m ³ 型設置工事		
工事場所	甲府市富竹四丁目地内（市立富竹中学校敷地内）		
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置 （鋼製100m ³ 級・井筒沈下工法） N=1基 付帯工 1式
	2	工期	令和5年2月28日まで
	3	予定価格 （税込み）	28,633,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日

	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 137号		
工事名	耐震性貯水槽60m ³ 型設置工事		
工事場所	甲府市池田二丁目地内（まちなかの杜No. 84敷地内）		
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置 （鋼製60m ³ 級・井筒沈下工法） N=1基 付帯工 1式
	2	工期	令和5年2月28日まで
	3	予定価格 （税込み）	23,276,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日

	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 140号		
工事名	緑が丘スポーツ公園屋外トイレ建設(建築主体) 工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て 規模：建築面積57.2㎡ 延べ面積：54.0㎡ 外構工事一式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	28,941,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工 事実績は求めません。)
	5	近接工事	令和4年7月6日告示の(建築) 76号「緑が丘スポーツ公園野球場 本部棟建設(建築主体) 工事」の 落札者は、本工事の落札者とな ること

			はできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字中ノ坪400番7
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中町405番地
小林 正 樹

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1420番8及び1420番10
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町1216番地2
エルドラード202
河野拓也

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和4年6月24日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第555号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（企発第22600号）
充当通知書（企発第22601号） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字西河原1117番1及び1117番6
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉四丁目3番37号
シャーマゾン藤巻A101
山田隆貴
山田明子

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第1816号 |
| (2) 物件名 | 大気汚染常時監視測定局舎 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

- 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月24日（月）午後1時30分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 入札番号 | 第1815号 |
| (2) 物件名 | 一酸化炭素自動測定機 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年10月24日（月） 午後1時45分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第1774号 |
| (2) 物件名 | 会議用机 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年9月27日(火)～令和4年10月11日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月24日(月) 午後2時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第765号 |
| (2) 業務名称 | 「Yahoo! JAPAN」を活用した甲府市ふるさと納税広告掲載業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去3年以内に、国又は地方公共団体が行うインターネットを活用した広告掲載業務（契約金額が税込2,000万円以上）を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年9月28日(水)～令和4年10月6日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和4年10月6日(木)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年9月28日(水)～令和4年10月6日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和4年10月6日(木)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月21日(金) 午前11時00分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1(控室:入札室2)

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金:免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年10月13日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月29日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	宿・下曾根線	甲府市右左口町字清水窪 1237番1地先から 甲府市右左口町字清水窪 1257番6地先まで	120.0	令和4年 9月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、書面により意見書を提出しなければならない。

令和4年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

1. 聴こうとする案件
甲府都市計画 高度利用地区の変更原案について
2. 開催日時及び場所
令和4年10月26日（水）午後7時
甲府市役所本庁舎6階大会議室
3. 縦覧場所
甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18-1
4. 縦覧期間
令和4年9月29日（木）から
令和4年10月12日（水）まで
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日・祝日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
5. 意見書の提出先
甲府市 まちづくり部まち整備室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18-1
6. 意見書の提出方法
直接持参、郵送、ファックス又は電子メールで提出すること。
7. 意見書の提出期限
令和4年10月12日（水）午後5時15分
8. 都市計画の案の概要
案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する
9. その他必要な事項
意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

令和4年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100347 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターあい |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市天神町4-7 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市天神町4-7
有限会社オオノ
代表取締役 渡辺 敬子 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年9月30日 |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和4年10月4日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和4年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市国玉町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒トラ
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第7号）

令和4年9月29日 原案可決

甲府市告示第567号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第568号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第569号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、令和3年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人四葉会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市東下条町107番地 |
| 3 | 事業所名 | 相談支援事業所あおば |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市東下条町107番地 |
| 5 | 事業の種類 | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103294（指定特定相談支援）
1970103303（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日 | 令和4年10月1日 |

甲府市告示第571号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社ファミリーサポートクラブ |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市青葉町16番10号 |
| 3 | 事業所名 | なかよしクラブ「みるく」 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市青沼三丁目8番13号 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103315 |
| 7 | 指定年月日 | 令和4年10月1日 |

甲府市告示第572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	セントケア山梨株式会社
2	事業者の所在地	甲府市住吉二丁目4番8号 アイダビル2階
3	事業所名	セントケア甲府
4	事業所の所在地	甲府市住吉二丁目4番8号 アイダビル2階
5	事業の種類	重度訪問介護
6	指定事業所番号	1910100690
7	廃止年月日	令和4年9月30日

甲府市告示第573号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（企発第22732号）
充当通知書（企発第22733号） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

教育委員会

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規則第8号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第2号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

甲府市選挙管理委員会

委員長 志村文武

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年3月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13号様式（その1）の（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、第13号様式（その3）の（別紙）備考2中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会告示第20号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,097人
2	1/3の数	51,611人
3	1/6の数	25,806人
4	選挙人名簿登録者数	154,833人

監査委員

甲府市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年9月28日

甲府市監査委員

相 良 治 彦
雨 宮 均
小 澤 浩

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、令和4年9月28日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和4年9月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく許可申請について
- 2 納税猶予に関する適格者証明願について
- 3 令和4年10月告示分農用地利用集積計画の承認について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第9号

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第15条の6第1項中「同規定」を「条例」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)

をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第16条の4第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第15条の6第2項第2号ア

及びイに掲げる育児休業を除く。) をしている職員として在職した期間

第16条の4第2項第7号中「勤務時間管理規程第7条の6」を「勤務時間管理規程第7条の7」に改める。

(甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程(平成7年3月管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

第12条の4第2項及び第3項中「看護休暇」を「介護休暇」に改める。

(甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局職員育児休業規程(平成14年3月管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「その後」を「その日後」に、「甲府市水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(平成18年3月管理規程第8号)第14条」を「甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(平成18年3月管理規程第8号)第11条」改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第67号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110053号		
工事名	(更新-5) 配水管布設替工事		
工事場所	中央市下三條地内 (JR東花輪駅の東)		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X φ 2 0 0 L = 3 3 3 . 0 m D I P . G X φ 1 0 0 L = 1 6 . 0 m D I P . G X φ 7 5 L = 3 0 . 5 m R R V P P φ 7 5 L = 9 . 5 m R R V P P φ 5 0 L = 3 . 0 m 仕切弁 . G X φ 2 0 0 7 基 仕切弁 . G X φ 1 0 0 3 基 仕切弁 . G X φ 7 5 5 基 消火栓 φ 7 5 2 基 泥吐弁 . G X φ 1 0 0 2 基 水抜栓 φ 2 5 4 基 非常用連絡管室 1 基
	2	工期	令和5年4月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	59,092,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 836点以上

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、2,900万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札日時	令和4年10月5日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年10月11日
	12	開札日時	令和4年10月17日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和4年10月18日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月13日まで
	2	回答	令和4年10月14日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月14日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
		部分払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第68号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110054号		
工事名	(ブー101) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市上曾根町地内（北部第一配水池の東）		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X φ 1 5 0 2 1 6 m D I P . G X φ 1 0 0 2 6 5 m D I P . G X φ 7 5 3 m 既設管（石綿管）撤去 φ 7 5 1 3 5 m 臨給工（臨給材料は局支給） 1 式 仕切弁 . G X φ 1 5 0 2 基 仕切弁 . G X φ 1 0 0 4 基 仕切弁 . G X φ 7 5 1 基 空気弁 φ 2 5 1 基 空気弁 φ 2 0 1 基
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	42,438,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、2,100万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札日時	令和4年10月5日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年10月11日
	12	開札日時	令和4年10月17日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和4年10月18日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月13日まで
	2	回答	令和4年10月14日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第 6 9 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 4 年 9 月 7 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 3 6 号		
工事名	下水道改良工事 (ス R 4 - 9)		
工事場所	甲府市高畑一・ニ丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	人孔鉄蓋取替工 N = 5 0 箇所 附帯工 1 式
	2	工期	令和 5 年 2 月 2 4 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 7, 2 9 2, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 8 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 9 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 4 年 9 月 7 日
	2	入札説明書等配付締切日	令和 4 年 9 月 1 6 日

	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第70号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130037号		
工事名	雨水渠工事 (R4-8)		
工事場所	甲府市上石田四丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	自由勾配側溝工 (300*300) L=11.7m 自由勾配側溝工 (300*400) L=18.0m 自由勾配側溝工 (400*400) L=123.6m 集水枳工 (300*300*600) N=1箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和5年1月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,122,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第71号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）3号			
工事名	①（路4-5）路面復旧工事 ②下水道改良工事（公共R4-3）			
工事場所	甲府市中央三丁目地内外（富士川悠遊館の南東）			
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 施工延長 L = 642 m 幅員 W = 0.4 m ~ 6.9 m 表層工（再生密粒度ASC t = 5 cm） A = 2,283 m ² 不陸整正工（粒調碎石 M-30） A = 2,283 m ² 区画線工 一式、付帯工 一式 ②下水道改良工事 人孔鉄蓋調整取替工（φ600） 4箇所 汚水柵上部調整取替工（φ500） 1箇所 汚水角柵上部調整取替工（600×600） 9箇所 汚水角柵上部調整取替工（450×450） 2箇所 付帯工 1式	
	2	工期	令和5年2月8日まで	
	3	予定価格 （税込み）	20,350,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総	

			合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		

入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第72号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(塗装) 110058号		
工事名	(配修-2) 水管橋塗装塗替工事		
工事場所	甲府市音羽町・荒川一丁目地内(音羽水管橋)		
工事概要	1	工事内容	音羽水道橋塗替 (SPφ600) 架管部 (送水管本体及びトラス部) A = 708.00 m ² 歩廊部 A = 155.00 m ² 橋台付帯施設 A = 39.00 m ²
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	25,542,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 600点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の塗装工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第73号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(機械) 130040号		
工事名	甲府市浄化センタースクリーンポンプ棟(土木部分)耐震補強工事		
工事場所	甲府市大津町1645番地		
工事概要	1	工事内容	あと施工せん断補強鉄筋工 N=28本 NO. 2汚水ポンプ撤去・再設置
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,800,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)1,000点以上
	3	同種工事施工実績	下水道処理場 (処理水量10,000m ³ /日以上) の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

	5	近接工事	令和3年8月10日告示の(機械)130020号「甲府市浄化センター汚泥脱水機更新(機械設備)工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年9月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年9月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年9月26日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年9月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年9月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月5日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第74号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）10号		
工事名	①積翠寺処理分区下水道管布設工事（R4-1） ②（下甲-1）配水管布設替工事（積翠寺処理分区・R4-1）		
工事場所	甲府市古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	①下水道管布設工事 硬質塩化ビニル管布設工（φ200mm） L=183.7m 人孔設置工（1号） 4箇所 人孔設置工（小型） 5箇所 付帯工 一式 ②配水管布設替工事 DIP.GX φ100 177.0m 仕切弁.GX φ100 3基 消火栓 φ75 1基 不断水簡易仕切弁 φ200 1基 臨給工（支給材有） 1式
	2	工期	令和5年5月1日まで
	3	予定価格 （税込み）	46,145,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB

	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等又は下水道管布設工事等と配水管布設替工事等との合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、2,300万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札日時	令和4年10月19日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年10月24日
	12	開札日時	令和4年10月28日 午前9時10分

	13	落札者決定日	令和4年10月31日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月26日まで
	2	回答	令和4年10月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第75号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110060号		
工事名	(ブー1) 配水管布設工事		
工事場所	中央市中楯地内 (相ノ田公園の南東)		
工事概要	1	工事内容	D I P . N S ϕ 4 0 0 L = 2 3 2 . 0 m D I P . N S ϕ 3 0 0 L = 1 . 5 m D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 8 . 5 m D I P . G X ϕ 7 5 L = 1 9 . 0 m バタフライ弁 . N S ϕ 4 0 0 1 基 仕切弁 . G X ϕ 1 5 0 1 基 仕切弁 . G X ϕ 7 5 2 基 不断水簡易仕切弁 ϕ 1 5 0 1 基 空気弁 ϕ 7 5 1 基
	2	工期	令和5年5月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	60,511,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	入札参加資格	1	本店所在地
2		競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 836点以上
3		同種工事施工実績	配水管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 3,000万円以上の実績に限る。

			元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札日時	令和4年10月19日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年10月24日
	12	開札日時	令和4年10月28日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和4年10月31日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月26日まで
	2	回答	令和4年10月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第76号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110061号		
工事名	(更新-8) 送水管布設替工事		
工事場所	甲府市平瀬町地内 (千代田第3ポンプ場)		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 5 2 . 0 m D I P . K ϕ 1 5 0 L = 2 . 0 m S S P ϕ 1 5 0 L = 1 . 0 m
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,979,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 500万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日

	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第77号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 110062号		
工事名	(そ-10) 平瀬浄水場外灯更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437-3 (平瀬浄水場)		
工事概要	1	工事内容	1 平瀬浄水場外灯更新 1式 LED照明器具 43台 ポール 2本 ケレン・塗装 39本 2 上記器具更新に伴う既設撤去・処分 1式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,060,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 800万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工 事実績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札及び開札日時	令和4年10月19日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第78号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 130043号		
工事名	住吉中継ポンプ場沈砂池設備更新(電気設備)工事		
工事場所	甲府市住吉三丁目28-1(住吉中継ポンプ場)		
工事概要	1	工事内容	・負荷設備 1式 ・計装設備 1式 ・監視制御設備 1式
	2	工期	令和7年2月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	269,280,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)1,200点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	下水道処理場(処理水量10,000m ³ /日以上)の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、1億3千万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年10月12日
	10	入札日時	令和4年10月19日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年10月24日
	12	開札日時	令和4年10月28日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和4年10月31日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで (落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月26日まで
	2	回答	令和4年10月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月27日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できない。
		中間前金払	請求できない。
		部分払	請求できる。
年度支払限度額		令和4年度	41,800,000円
		令和5年度	136,433,000円
		令和6年度	残金
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第79号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(機械) 130045号		
工事名	住吉中継ポンプ場沈砂池設備更新(機械設備)工事		
工事場所	甲府市住吉三丁目28-1(住吉中継ポンプ場)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高段自動除塵機：3基 ・高段し渣搬出機(1)、(2)：各1基 ・高段し渣洗浄機：1基 ・高段し渣移送ポンプ：2台 ・低段自動除塵機：2基 ・低段し渣搬出機(1)、(2)：各1基 ・低段し渣洗浄機：1基 ・低段し渣移送ポンプ：2台 ・し渣分離脱水機：1基 ・し渣ホッパ：1基
	2	工期	令和7年2月18日まで
	3	予定価格(税込み)	725,780,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)1,000点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	下水道処理場(処理水量10,000m ³ /日以上)の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、

			3億6千万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和4年9月22日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和4年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和4年9月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和4年10月11日
	6	設計図書配付開始日	令和4年9月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年10月12日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和4年9月22日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和4年10月12日
	10	入札日時	令和4年10月19日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和4年10月24日
	12	開札日時	令和4年10月28日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和4年10月31日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書

	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和4年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年10月26日まで
	2	回答	令和4年10月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年10月27日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できない。
		中間前金払	請求できない。
		部分払	請求できる。
年度支払限度額		令和4年度	94,303,000円
		令和5年度	288,519,000円
		令和6年度	残金
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)

技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部健康支援室地域保健課技師を命ずる

流石 知里

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

河西 真理

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室道路河川課技師を命ずる

本多 仁

技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

藤原 紫真

以 上 発 令 日 令和4年 9月 1日

市立甲府病院 診療部 脳神経外科 科長
市立甲府病院 看護部 主任
市立甲府病院 看護部 主任
(各通)
退職を承認する

村山 裕明
堤 春美
伊藤 まり江

以 上 発 令 日 令和4年 9月30日

(教育委員会)
教育部 教育総室 学事課 係長
退職を承認する

小川 祐麻

以 上 発 令 日 令和4年 9月30日